

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
令和7年7月28日

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成30年1月26日付けで貴職から受けた、「平成28年度アシスタントティーチャーに関する行政情報（応募票を除く）（以下「本件対象行政情報」という。）」の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年10月16日付け教学指1第7745号により、さいたま市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取り消し、不開示とした「活動記録及び感想文の感想、気付き、等と学校からのコメント」の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

(1) 本件不開示情報は条例第7条第2号に該当しない
開示の公益性が高い

(2) 明らかに個人情報である氏名や性別等は不開示で妥当であるが、感想等については個人情報に当たるのか。

このアシスタントティーチャーの事業は、費用的な負担が大きい事業

ではないと思うが、そのアシスタントティーチャーを担当する先生にとっては、指導する時間やその他心配事も増えるだろうから、負担が大きいと思う。あまりにも負担になるなら事業そのものの廃止も検討したほうがいい。また、せつかく指導するのであるから、何日以上勤務するなどという制限を設けた方がいいと思う。こういったことを市民の側が深く読み取るには、感想等を開示してもらふ必要がある。感想等を全て黒塗りにするのでなく、どうしても個人情報に当たるといふ部分があるなら、その部分だけ黒塗りにして出せばいい。

感想等が個人情報に該当し不開示とするならば個人情報取扱事務台帳に記載されていないとおかしい。この事業の台帳のコピーを今持参しているが、感想等については記載されていなかった。書いていないということは個人情報として認知していないということであるから、それならば開示すべきである。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書および口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

1 本件処分内容及び理由

審査請求人より「平成28年度アシスタントティーチャーに関する行政情報（応募票を除く）」について行政情報の開示請求を受け、別紙1のとおり「教学指1 000031平成28年度大学生による学習支援ボランティア（アシスタントティーチャー）事業の実施について」他41件を特定した。そして、別紙2のとおり、学習支援ボランティア配置学生（以下「配置学生」という。）の「氏名、性別、大学名、学部学科コース等、学年、学籍番号、郵便番号、住所」は条例第7条第2号に該当し、特定の個人を識別できる個人に関する情報であるため、また、配置学生の「自分にとって成果だと思ふこと、印象に残っている出来事など、反省や課題、『大学、さいたま市、配置校などへの要望』、学校（活動校）からのコメント、感想・気付き（成果や課題、要望など）」（以下「不開示情報」という。）は条例第7条第2号に該当し、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、該当する部分を不開示とする一部開示決定を行った。

アシスタントティーチャー事業とは、児童生徒へのきめ細かな学習支援の実現や教職を志望する大学生の意欲や資質を高めることを目的として、大学生を学校現場に配置し教職員の補助として活動してもらふ事業である。

配置学生は、活動終了時に不開示情報が含まれた感想文と活動記録を提出している。

この不開示情報には配置学生の活動に対しての喜び、悩みなどの心情や学校からの評価が記述されている。記述された個人の意見等は個人の人格と密接に関連し、また、担当の教職員や学校との信頼関係の基に記述されたものであり、第三者に公開されるものとして記述されたものではない。よって、当該情報を開示することで配置学生に精神的な苦痛を与えるおそれがあり、配置学生個人の権利利益を害するおそれがあるため、開示しないこととした。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年8月15日に開示請求を行った「平成28年度アシスタントティーチャーに関する行政情報（応募票を除く）」である。

実施機関は、複数の文書を特定して一部開示決定を行った。

審査請求人は、本件処分を取り消し、不開示とした「活動記録及び感想文の感想、気付き、等と学校からのコメント」について、開示を求めるとして本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

当審査会にて本件不開示情報を見分したところ、「活動記録及び感想文の感想、気付き等」には、配置学生が活動を通して得た成果、感想、および教員を目指す上での課題等を自己分析した内容等が記述されており、これら学生の記述に対する教員の評価や助言等が「学校からのコメント」に記述されている。いずれも第三者に公開されることを前提としない率直な内容であって、個人の人格と密接に関連し、当該情報を開示することで配置学生に精神的な苦痛を与え、配置学生個人の権利利益を害するおそれがあるとの実施機関の説明に不合理な点は無い。

また、実施機関による口頭意見陳述においては、本件不開示情報が公開されることにより、配置学生が率直な意見や感想を表明できなくなり、これに対する適切な指導・助言を得ることで教員を目指す配置学生が学びの機会を得るという事業の趣旨を損ないかねないとの指摘もなされた。

そうすると、本件不開示情報につき、特定の個人を識別することはできないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとして条例第7条第2号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成30年 1月26日	諮問の受理（諮問第495号）
②	令和7年 4月17日	審議
③	令和7年 5月15日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和7年 7月17日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
会長	池上純一	大学名誉教授
会長職務代理者	柴田雅幸	行政経験者
委員	中澤和美	弁護士
委員	水口匠	弁護士
委員	龍由紀子	弁護士

(五十音順)